

## 風のガーデンひの 生活支援サービス契約書

医療法人社団康明会(以下「甲」という)と\_\_\_\_\_ (以下「乙」という)とは、賃貸借(高齢者向住宅)の目的である建物「風のガーデンひの(東京都日野市程久保8-5-5)」における乙に提供する生活支援サービスについて、次のとおり契約を締結します。

### 第1条(契約の目的)

甲は、乙に対し、乙が安全かつ安心して主体的に生活を継続できる住まいの充実をはかることができるよう、生活支援サービスを提供することを約し、乙は、生活支援サービスの対価として第4条のサービス料金を甲に支払うことを約します。

### 第2条(生活支援サービスの内容)

甲が乙に提供する生活支援サービス等は、契約書別紙により、詳細は、生活支援サービス重要事項説明書(以下「重要事項説明書」という)に記載します。

### 第3条(サービス提供の記録)

- 1 甲は、乙の希望により提供する生活支援サービス(随時サービス)については、サービス終了時に、乙から書面によりサービス提供の確認を受けます。
- 2 甲は、サービスの提供に関する諸記録を作成し、契約終了後2年間保存します。
- 3 乙は、甲において、乙に関する第2項の諸記録を閲覧できます。

### 第4条(サービス料金等)

- 1 基本サービス料金は、自立・要支援認定者 月額 48,600 円(税込)、要介護認定者 月額 79,920 円(税込)とし、1か月に満たない期間のサービス料金は、1か月を30日として日割計算した額とします。1室を2名以上で使用する場合は、基本サービスを受ける人ごとに基本サービス料金が発生するものとします。
- 2 その他の生活支援サービスの料金については、別紙に記載した料金を基に月単位で計算します。1ヵ月単位で料金が設定されている契約を途中で解約した場合は、1か月を30日として日割計算した額とします。

### 第5条(サービス料金の変更)

甲は、消費者物価指数、雇用情勢、その他の経済事情の変動により利用料金が不相当になった場合には、甲乙協議の上で、利用料金を変更することができます。

### 第6条(サービス料金の支払)

- 1 第4条第1項の料金について、甲は請求書に明細を付して当月分を翌月 15 日までに乙に請求し、乙は、翌月末日までに(口座引き落としの場合は翌月 27 日までに)甲へ銀行振り込

#### 第11条(緊急時の対応等)

甲は、生活支援サービスを利用している乙に緊急な事態が生じた場合又は必要があると判断した場合は、緊急時マニュアルに応じて対応し、必要な措置を講じます。

#### 第12条(賠償責任)

甲は、生活支援サービスの提供に伴って、甲の責めに帰すべき事由により乙の生命、身体又は財産に損害を及ぼした場合は、乙に対してその損害を賠償します。

#### 第13条(相談・苦情対応)

甲は窓口を設置し、乙の相談、生活支援サービス事業に係る要望、苦情等に対し、誠実かつ迅速に対応します。

#### 第14条(重要事項説明確認)

契約の締結に当たり、甲は乙に対し、別に作成する重要事項説明書に基づき重要な事項の説明を行い、乙はその内容を了承したものとします。

#### 第15条(身元保証人)

身元保証人は、乙の身元を保証し、本契約を乙と共にまたは乙に代わって履行し、本契約から生じる債務を乙が負担できない場合は、乙に代わってこれを負担します。

#### 第16条(本契約に定めのない事項)

- 1 甲及び乙は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、甲及び乙が誠意を持って協議のうえ定めます。

#### 第17条(合意管轄)

本契約に関して訴訟の必要が生じたときは、「風のガーデンひの(東京都日野市程久保8-5-5)」の所在地を管轄する地方裁判所を第一審管轄裁判所とします。

前記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲及び乙記名押印の上、その 1 通を保有するものとします。

年 月 日

事業者(甲)

<住所> 東京都日野市豊田2丁目32番1

<氏名> 医療法人社団康明会

理事長 遠藤 正樹

印

入居者(乙)

<住所>

<氏名>

印

身元保証人

<住所>

<氏名>

印

## 風のガーデンひの 生活支援サービス契約書別紙

医療法人社団康明会が「風のガーデンひの」において、\_\_\_\_\_様にご提供する生活支援サービスの内容と利用料は以下の通りです。

### ○サービス内容と利用料

#### <基本サービス>

##### (1) サービス提供事業者

医療法人社団康明会 風のガーデンひの  
 管理者氏名 松浦 裕二  
 連絡先 042-594-9621

##### (2) サービス内容

- ①安否確認 日中および夜間の定時およびコール時、訪室して対面で安否を確認します。
- ②緊急時対応 24時間365日、常駐のスタッフが対応し、必要に応じて医師、看護師、ご家族等への連絡を行います。
- ③相談業務 利用者様の医療・介護ならびに生活全般にわたる相談を行います。
- ④健康管理 利用者さまの健康相談ならびに必要に応じて体温・血圧等の測定を行います。
- ⑤日常生活支援 居室内のゴミ分別・回収ならびに、利用者様の身体状況に応じて、以下の項目で必要な支援を行います。

排泄介助	定時（ 及びコール時の居室で排泄介助
食事介助	食堂（交流室）における食事介助
服薬管理	服薬の管理、確認
更衣介助	起床時の洋服への更衣、就寝時の寝巻への更衣の介助
体位交換	定時（ ）
その他	

##### (3) 利用料

自立・要支援認定者 月額 48,600 円(税込)、要介護認定者 月額 79,920 円(税込) となります。開始時ならびに解約時の1ヵ月に満たない期間のサービス利用料金は、1ヵ月を30日として日割り計算した額とします。

また1室を2名以上で使用する場合は、基本サービスを受ける人（基本的に要支援・要介護認定者とする）ごとに基本サービス利用料が発生するものとします。

その他の生活支援サービスの料金については、別紙に記載した料金を基に月単位で計算します。

1ヵ月単位で料金が設定されている契約を途中で解約した場合等、1ヵ月を30日として日割り計算した額とします。

#### <その他の生活支援サービス>

基本サービス以外の生活支援サービスの内容と利用料は以下の通りです。これらのサービスは、利用者様の選択による別途個別契約となります。

家事援助・外出支援サービス	月単位での請求となります。必要時、一時的に私物衣料等の洗濯等の軽微な家事援助500円/1回、および外出支援を行います。外出支援は車両による送迎は必要な場合は、市内は片道 500 円、市外
---------------	---

		は片道 1000 円(遠方は別途相談)にてお受けいたします。 外出同行サービス 30 分500円(送迎時間は含まない) ※日時要相談 買物代行サービス 月 1 回 無料 2回目より500円 (提供者:「風のガーデンひの」 ワーデンおよび介護スタッフ)
配食サービス		食堂または、居室まで食事をお届けします。 朝食 550 円、昼食 750 円、夕食 700 円 (提供事業者:株式会社インターシステム)
居室清掃		週 2 回、1 回 30 分の居室清掃を行います。月額 12,600 円 (提供事業者:株式会社エイト)
タオル・寝具リース		1 日あたりタオル 150 円、寝具 90 円にて使用枚数にかかわらずリースいたします。(提供事業者:株式会社サン・ホワイト)

その他、医療保険・介護保険によるサービスは以下の通りです (利用者様の選択による)

健康管理		医師による月 2 回の訪問診療 (24 時間緊急対応を含む) が利用できます。 *別途医療保険に基づく契約が必要です。 (提携医療機関:康明会病院/他医療機関も利用可能)
通所介護		併設のデイサービスが利用できます。*別途介護保険に基づく契約が必要です。 (提供事業者:デイサービスセンター風のガーデン/他事業所も利用可能)

#### ○支払方法

前月分を毎月月末までに銀行振り込み、または口座引落としにてお支払いください。

(口座引落としの場合は、毎月 27 日)

#### ○相談、要望、苦情の窓口

生活支援サービスに関する相談、要望、苦情等は下記窓口までお申し出ください。

<p>☆サービス相談窓口☆</p> <p>電話番号: 042-594-9621 (受付時間 9:00~17:00 *無休)</p> <p>担 当: 風のガーデンひの 管理者 松浦 裕二</p> <p>※不在時は、医療法人社団康明会 法人本部で受け付けます。 (電話番号 042-584-5274)</p>	
--	--

#### ○緊急時のご連絡先

連絡先			
電話番号	①		②

事業者

<名 称> 医療法人社団康明会 (風のガーデンひの)

<住 所> 東京都日野市豊田二丁目3番地1

<代表者名> 医療法人社団 康明会

理事長 遠藤 正樹

印

利用者

上記内容の説明を受け、了承しました。

年 月 日

<利用者氏名> \_\_\_\_\_ 印

(<身元保証人> \_\_\_\_\_ 印 )